

お墓の引っ越し-改葬の手続きについて-



1. お墓の引越し（改葬）の注意点

- 先ずは、現在のお墓の管理者に「改葬の意思」を伝えることが重要です。
- 特に、菩提寺がある方などは、後々揉めることも多くありますので、「改葬に至る経緯」を伝えることが重要です。
- 改葬と言っても様々なケースがあり、必要書類／手続方法は墓地や市区町村によって異なります。
- 書類の不備で何度も足を運ぶこともあります。書類作成・手続きは専門の行政書士等に依頼することをご検討ください。



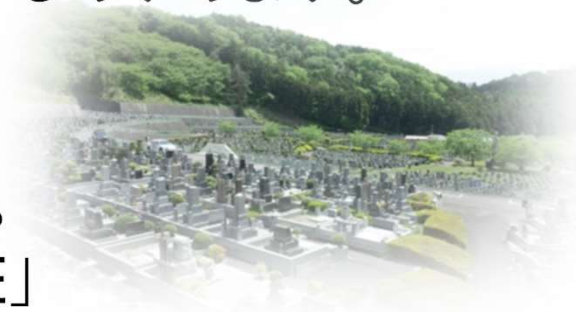
2. お墓の引越しの手順 -Step 1-

- ①墓地に埋葬されている遺骨を、勝手に出すことは出来ません。現在のお墓がある場所と、移転先のお墓の双方手続きが必要です。
- ②移転先を決め、新しいお墓を建立しなければなりません。交通の便・環境・費用等を検討を十分に関係者と相談することが重要です。
- ③移転先の「墓地使用許可証」を受取ります。（「永代使用承諾証」「墓地使用承諾証」等、墓地により名称が異なることがあります）
- ④移転先の「受入証明証」を発行してもらう。これにより、遺骨の移転先が決まったことの証明になります。



3. お墓の引越しの手順 -Step 2-

- ① **移転元管理者から「埋葬証明証」を発行して貰い、所在地役場から「改葬許可申請書」を受取ります。**
 - (1) 「改葬許可申請書」には、移転元管理者に記載捺印箇所があります。
 - (2) 「埋葬証明書」「改葬許可申請書」は1様式の場合もあります。
 - (3) 「遺骨1体」につき1枚必要な場合が多い。
- ② **移転元所在地役場に「改葬許可申請」を行います。**
 - (1) 「移転先・墓地使用許可証」「移転先・受入証明証」
「移転元管理者・埋葬証明書」「移転元所在地役場・改葬許可申請書」
- ③ **書類不備がなく申請が承諾⇒「改葬許可証」が発行されます。**



4. お墓の引越しの手順 -Step 3-

①遺骨の引き取り

- (1) 移転元管理者に「改葬許可証」を提示し、遺骨を引き取ります。
- (2) この際、古いお墓の「魂抜き供養」をすることもあります。
- (3) 「改葬許可証」発行手続きと、「遺骨の引き取り」を1日で行う場合、石材店と事前に打合せが必要です。
- (4) 使用した墓地は整地返還⇒古い墓石は撤去が必要です。

②新しいお墓に納骨

- (1) 移転先管理者に「改葬許可証」を提出します。
- (2) 納骨法要と同時に、魂入れ「開眼供養」することもあります。

③市町村により手続きは様々です。事前の相談が重要です。

